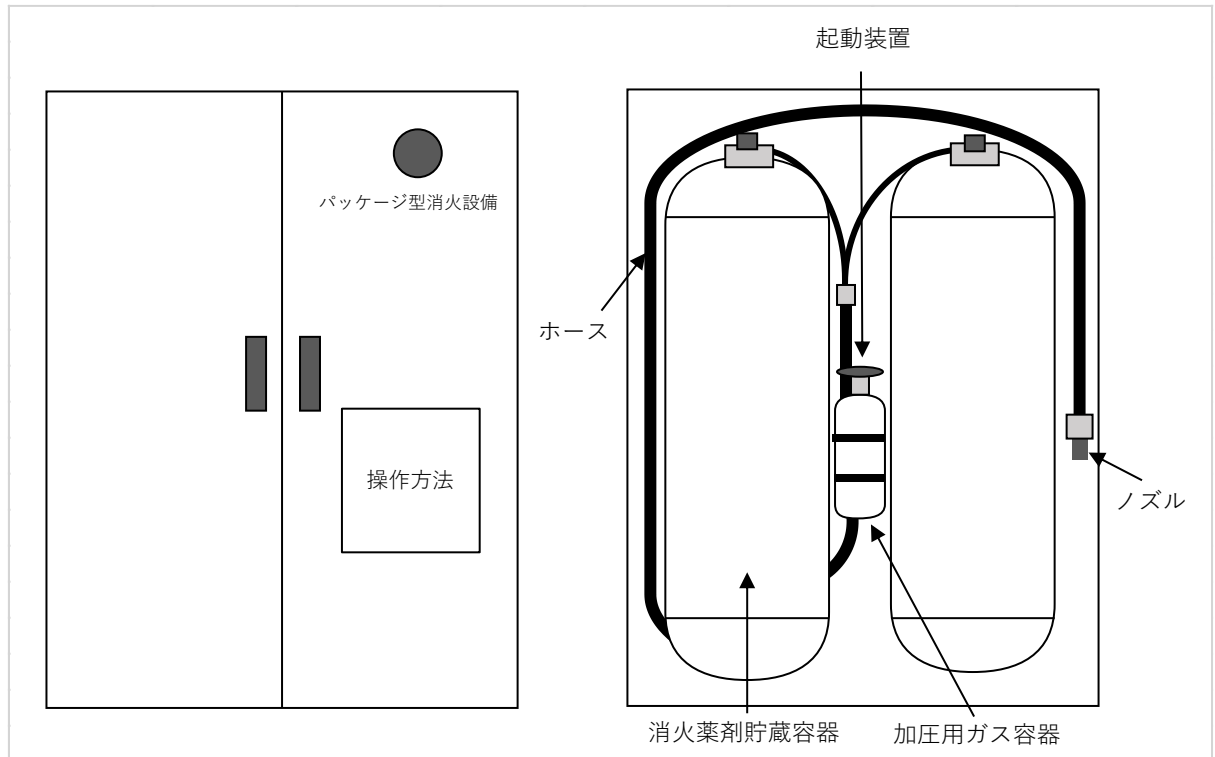


## 第 27 パッケージ型消火設備

## 1 構成

パッケージ型消火設備とは、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものをいう（第 27-1 図参照）



第 27-1 図 パッケージ型消火設備の構成（例）

## 2 用語の定義

- (1) パッケージ型消火設備告示パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年消防庁告示第 12 号）をいう。
- (2) I 型パッケージ型消火設備告示第 5 及び第 6 において I 型として定める性能を有するものをいう。
- (3) II 型パッケージ型消火設備告示第 5 及び第 6 において II 型として定める性能を有するものをいう。
- (4) 消火薬剤貯蔵容器等消火薬剤を貯蔵する容器、加圧用ガス容器及びこれらに付属する部品をいう。
- (5) ユニット格納箱に消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース、ノズル等が収納されたものをいう。

## 3 適用対象

政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第 1 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物又は同表 (16) 項に掲げる防火対象物の同表 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部

分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする。

(1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるもの

ア I 型次に掲げるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以下のもの

イ II 型次に掲げるもの

(ア) 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 m<sup>2</sup>以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下のもの

(2) 前(1)に掲げるもののほか、政令第 29 条の 4 に基づき、パッケージ型自動消火設備告示の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、省令第 13 条第 3 項各号に掲げる部分

#### 4 設置場所

次のいずれかに該当する場所は、前 3 に示す「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

(1) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通すことができ、かつ、次のいずれかに該当する場所

ア 建基政令第 126 条の 3 に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所

イ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」を定める件（平成 12 年建設省告示第 1436 号）第 1 号から第 3 号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所

ウ 外気に面する外壁開口部が常時開放されたもので、かつ、当該開放部分の合計面積がパッケージ型消火設備設置場所の床面積の 15% 以上あり、その開放部分が一部分に偏っていない場所

(2) 次に掲げる場所

浴室、便所、階段室、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト等

#### 5 ユニット

次のとおり設置すること。

(1) 原則として、認定品を使用すること。◆

(2) 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。

(3) 地震等により倒れないように堅固に固定すること。

(4) 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。

(5) 40 度以下で温度変化の少ない場所に設けること。

(6) 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合はこの限りでない。

- (7) ユニットの直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。なお、円錐型、平面型又はリング型等の表示灯を設置して支障ないものとする。
- (8) 格納箱の扉の内外に操作方法を表示すること。◆
- (9) 第 27 表のすべてを考慮し、火災時において有効に放射できる位置に設置すること。

第 27 表 ユニットの設置位置

	I 型	II 型
防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離	20m以下	15m以下
防護する部分の面積	850 m <sup>2</sup> 以下	500 m <sup>2</sup> 以下
ホースの長さ	25m以上	20m以上
放射距離	棒状で放射した場合において、10m以下	

## 6 特例基準

次のいずれかに適合する場合は、令第 32 条を適用し、12 号告示第 3 の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

- (1) 地階又は無窓階で次のいずれかに該当する場合
- ① 地階が避難階となる防火対象物で、規則第 5 条の 3 に規定する普通階である場合。
  - ② 地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合。
- (2) 屋内消火栓設備の未設置により違反処理の対象となる防火対象物について、防火対象物に存する可燃物の量、火災の発生・延焼拡大危険性、排煙上有効な開口部の位置、避難口の位置、消防訓練の実施状況等から個別具体的に判断して、12 号告示の基準によらなくとも安全を確保できると消防署長が認める場合。